

名古屋市達第25号

庁 中 一 般
区 役 所
各 公 所

名古屋市副市長担任意務規程（平成19年名古屋市達第12号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p><u>（担任意務）</u> 第2条 副市長は、次の区分により事務を担任する。 中田副市長 防災危機管理局 市長室 総務局 経済局 住宅都市局 消防局 杉野副市長 会計室 財政局 スポーツ市民局 環境局 健康福祉局 子ども青少年局</p>	<p><u>（担任意務）</u> 第2条 副市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事務を担任する。 (1) 中田副市長 防災危機管理局、市長室、総務局、住宅都市局及び消防局に属する事務並びに市会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局及び監査事務局に関する事務 (2) 杉野副市長 会計室、財政局、スポーツ市民局、環境局、健康福祉局及び子ども青少年局に属する事務 (3) 吹上副市長 経済局、観光文化交流局、緑政土木局、上下水道局及び交通局に属する事務並びに農業委員会事務局に関する事務</p>
<p>第3条 前条の規定にかかわらず、防災危機管理に関する事務は中田副市長が、子ども及び親の支援に関する事務並びに女</p>	<p>第3条 市長は、前条の規定にかかわらず、特に副市長を指定して、特定の事務を担任させることができる。</p>

<p><u>性の活躍推進に関する事務は杉野副市長が担任する。</u></p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか、市長は、前条の規定にかかわらず、特に副市長を指定して、特定の事務を担任させることができる。</u></p>	
--	--

附 則

- 1 この達は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 名古屋市副市長担任意務規程の一部を改正する規程（令和7年名古屋市達第32号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>この達による改正前の第2条及び第3条第1項の規定により松雄副市長が担任していた事務については、当分の間、中田副市長が担任する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>(略)</p>